

KULS ニュースレター No. 45

INDEX

●「法曹に必要なマインドとスキル」と「最低限修得すべき内容」の制定について

●鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容

●法曹に必要とされるマインドとスキル—鹿児島大学法科大学院が養成する法曹—

●「法曹に必要なマインドとスキル」と「最低限修得すべき内容」の制定について ●

1. はじめに

春になりました。学生のみなさんは、新学期の準備に向けて、それぞれに邁進していることと思います。

さて、鹿児島大学法科大学院では、昨年11月に「法曹に必要なマインドとスキル—鹿児島大学法科大学院が養成する法曹—」と「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の2つを定めました。その趣旨と内容については、すでに同月に実施したクラスワーク全体会において配布・説明したところですが、新学期を迎えるにあたって、あらためて、この2つの文書がもつ意味をお伝えしておこうと思います。

2. 「法曹に必要なマインドとスキル」について

本学法科大学院は、これからの司法の在り方を構想、実現してゆく活動的な法曹を養成することと、地域社会における法の役割の拡大に対応することを目的として設立されました。この理念の下で、①これからの司法の

あり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現することができ、②新しい地域社会の構築に法的側面から積極的に取り組み、③司法制度と市民生活・行政活動・経済活動を架橋するなど、④自発的に社会に働きかける活動的な法曹を養成しようとしています。

皆さんのほとんどは、こうした本学法科大学院の理念や養成しようとする法曹像を十分に理解したうえで、入学されたことと思います（入試の面接で嫌というほどしゃべられた、という方もおられるはず）。

ただ、このような「理念」や「法曹像」は、最終的な目標として掲げる旗印としては鮮明であるものの、そのような法曹となるために、本学法科大学院がどのような教育をみなさんに向けて行おうとしているのかは、必ずしも具体的に明確とはいえない部分があったかもしれません。そこで、本学法科大学院が養成しようとする法曹となるために、みなさんに身につけてもらうマインドとスキルをより具体的に明らかにするために、他大学や日弁連法務研究財団の資料も参考にしながら、私たち教員の間で議論を重ねてきました。その結果をとりまとめたのが「法曹に必要なマインドとスキル—鹿児島大学法科大学院が養成する法曹—」です。

ここでは、法曹に必要とされる2つのマインドと7つのスキルが示されています。さらに、それぞれのマインドとスキルのうち、法科大学院の課程において確実に身につけるべきものと、司法修習や実務における研鑽を通じて完成されるべきものとを、できるだけ明らかにしています。さらに、本学法科大学院の理念に照らして、特に身につけてほしい観点や能力を、それぞれの中に織り込みました。このマインドとスキルは、みなさんの学修目標（少し先に掲げられたゴールの旗）であると同時に、私たち教員にとっては、カリキュラムや授業の内容を検討するうえでの指針となるものです。お気づきの方もおられるかもしれませんが、みなさんに毎学期協力

● 鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容 ●

鹿児島大学法科大学院(以下、本学法科大学院という)は、「法曹に必要とされるマインドとスキル」において示された内容のうち、司法修習および実務における継続的な研鑽を行うことを前提として、本学法科大学院の教育課程を修了する時点までに最低限修得すべき内容を、以下のとおり定める。本学における成績評価および修了判定は、これを念頭に行うものとする。

なお、法律基本科目および実務基礎科目については、文部科学省・専門職大学院等における高度職業人養成プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの研究」による「共通の到達目標」(以下、「共通の到達目標」と呼ぶ)の内容を吟味のうえ、これらを本学法科大学院において最低限修得すべき内容のひとつとして位置づける。また、法改正や判例の展開に対応すべく「共通の到達目標」の内容の妥当性を不断に見直し、これを修正すべき場合には、教授会での承認を経て、シラバス等で学生に告知する。

1. 法律基本科目(講義科目)

・事実に法規を適用して結論を導く思考過程(法的三段論法)を実践することができる。

・成文法の様々な解釈技術(文理解釈・反対解釈・拡張解釈・類推解釈など)を理解し、基礎的な条文において実践することができる。

・各法律基本科目の「共通の到達目標」に掲げられている法的知識を正確に理解し、説明することができる(ただし、応用的な事項については、シラバス等で学生に明示のうえ、問題演習科目で修得すべきものとするところがある)。

・各法律基本科目の「共通の到達目標」に含まれる法的知識を前提として、基本的な事例に対する法的推論の過程を口頭および文章で説明することができる。

2. 法律基本科目(問題演習科目)

各法律基本科目の「共通の到達目標」に含まれる法的知識を前提に、以下のことができる。・具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出すること。

・具体的な事実関係の中から法的推論のため必要な事実を抽出すること。

・具体的事実との関係において判例の射程を検討すること。

・各具体的な事実に即した法的推論を、口頭および文章で提示すること。

・法的推論の妥当性について、的確な議論を展開すること。

3. 法律基本科目(総合問題演習科目)

各法律基本科目の「共通の到達目標」に含まれる法的知識を前提に、過去に判例や学説において十分に論じられたことがない新しい問題や、多様な法分野に跨って論じられる複雑な争点について、以下のことができる。

・具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出すること。

・具体的な事実関係から必要な間接事実を抽出したうえで、これらの間接事実から主要事実を適切に推認し、法的推論のため必要な事実を認定すること。

・判例の射程について十分な検討を行うこと。
・具体的な事例についての法的推論を、口頭および文章で説得的に提示すること。
・具体的な事例について現行法では妥当な結論を導けない場合に、法改正の方向性にも踏み込んだ検討を行うこと。
・具体的な事例をめぐる法的推論の妥当性について、的確かつ発展的な議論を展開すること。

4. 実務基礎科目

・制定法の種類とそれぞれの性質上の違いについて理解している。

・制定法について、法令集およびデータベースを用いてその所在を検索することができる。

・判例について、判例集およびデータベースを用いてその所在を検索することができる。

・二次資料について、書誌およびデータベースを用いてその所在を検索することができる。

・調査の結果として得られた法情報を、法的問題の処理に資するため効率的に整理・分析することができる。

・「共通の到達目標」のうち、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に含まれる知識や考え方(ただし、法律基本科目に該当する実定法の知識にかかる事項については、シラバス等で明示のうえ、法律基本科目において修得すべきものとするところがある)を正確に理解している。

・「共通の到達目標」のうち、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎に含まれる実務上の基本的な技術を修得している。

・法律相談等において法曹が市民と接する際のコミュニケーションのあり方について、実例を踏まえつつ考察できる。

・司法過疎地をはじめとする様々な地域の実情に応じた司法サービスのあり方について、現地の状況を踏まえつつ考察できる。

・地域に生じる様々な問題を解決するために、法的アプローチの有効性とその限界について、地域の具体的な事情や隣接する諸分野の知見に照らして考察することができる。

5. 基礎法学・隣接科目

・基礎法学または隣接する社会科学の諸分野の基本的な知識や考え方を理解している。

・基礎法学または隣接する社会科学の諸分野の知見を、実定法の解釈や司法制度をめぐる立法提言の中にどのように活かすべきかについて、問題意識をもつ。

6. 展開先端科目

応用的な法分野や先端的な法律問題について、以下のことができる。

・基本的な知識を正確に理解し、説明することができる。

・具体的な事実関係の中から法的な争点を抽出することができる。

・具体的な事実との関係において判例の射程を検討することができる。

・具体的な事実に即した法的推論を、口頭および文章で提示することができる。

・法的推論の妥当性について、的確な議論を展開することができる。

していただいている授業評価アンケートの質問項目は、このマインドとスキルを先取りして、各授業がそれぞれのマインドやスキルを伸ばすことを意識して行われているかどうかを評価するものとなっています。

3. 「最低限修得すべき内容」について

法曹に必要なマインドとスキルは、あるべき法曹の姿を描くことにより、本学法科大学院の教育の指針を示すものです。さらに、さらに具体的に、法曹実務専攻の課程を修了するまでにみなさんが必ず身につけてもらわなければならないこと（本学法科大学院が必ず身につけさせて修了生を送り出さなければならないこと）を明らかにしたのが「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」です。ここに書かれた内容は、個々の授業の単位認定や修了判定の指針となるものです。

法律基本科目については、「講義」「問題演習」「総合問題演習」の3段階に対応して、法曹に必要なスキルを、それぞれの段階ごとにどの程度まで身につけるべきかを明らかにしました。また、各科目において学ぶべき具体的な内容については、「共通的な到達目標モデル」（かつてコアカリキュラムと呼ばれていたものです）に準拠することを明らかにしています。

法律実務基礎科目についても、法曹倫理、民事訴訟実務、刑事訴訟実務の各分野については、「共通的な到達目標モデル」を最低限修得すべき内容と位置づけました。そのうえで、各科目を通じて獲得すべきマインドとスキルの内容を示しています。リーガル・クリニックを始めとする本学の臨床科目の特色を、そこに織り込んでいます。

基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、「共通的な到達目標モデル」のような内容面でのガイドはありませんが、これらの科目群で何を身につけるべきかを、本学法科大学院の理念を反映させつつ規定しました。

これまでも、特に法律基本科目においては、各科目のシラバス等において「共通的な到達目標モデル」に言及し、これと授業内容との関係を明らかにしながら授業を行うようにしてきました。昨年11月に「最低限修

● 法曹に必要とされるマインドとスキル — 鹿児島大学法科大学院が養成する法曹 — ●

鹿児島大学大学院司法政策研究科法曹実務専攻（以下、鹿児島大学を「本学」といい、本学大学院司法政策研究科を「本学法科大学院」という。）が養成する法曹は、裁判制度を中心とした紛争の解決や犯罪の処理をその役目とするだけでなく、それに加えて、これからの司法のあり方や法曹集団としての活動のあり方を検討・提案して実現することができる法曹である。本学法科大学院を修了した者は、地域社会の実情はもちろん、そこで果たしている司法制度や法律実務家の役割の実態を把握し、新しい地域社会の構築に法的側面から積極的に取り組むことや、司法制度と市民生活・行政活動・経済活動を架橋することなど、自発的に社会に働きかける活動的な法曹となることが期待される。

これを実現するために、本学法科大学院が養成する法曹は、本学法科大学院の教育課程およびその後の研鑽を通じて、以下のマインド（責任）とスキル（能力）を備えるべきものとする。

1. 法律専門職としての責任

(1) 職業的使命感・責任感

法曹は、司法制度の担い手として果たすべき使命・役割を自覚し、それを実行する責任感を有していなければならない。さらに、本学法科大学院が養成する法曹は、地域社会の様々な問題と積極的に向き合いながら、よりよい司法制度の実現に取り組み、あるべき法曹の役割を追求・体現していく使命感・責任感を有していなければならない。

(2) 法曹倫理

法曹としての職務を遂行するにあたり遵守すべき倫理原則（その具体的な内容は、「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を理解するとともに、それを実際に遵守していく高い倫理観を備えなければならない。司法制度のあり方を検討・提案することにも能動的に取り組むことができる法曹として、自らを律する行動規範としていわば「受け身」で倫理原則と向き合うだけでなく、職業集団としてのあり方を自ら洞察し、より積極的に法曹倫理のあり方と取り組む使命感・責任感を有していなければならない。

得すべき内容」を定めたことによって、「共通的な到達目標モデル」の内容は、本学法科大学院が学生のみなさんと共有する具体的な教育内容（の一部）となりました。今後、法律基本科目および法律実務基礎科目の授業は、これまで以上に「共通的な到達目標モデル」との整合性を意識しながら進行すること

2. 法律専門職としての能力

(1) 社会に生起する問題を発見して解決する能力

それぞれの地域で生起する社会事象から「何が問題であるか」を抽出し、当事者である人々やその地域の特性を念頭に置きつつ、解説のために必要なアプローチ（法的、経済的、政治的等）を見極め、以下(2)～(7)の各スキルを総合的に駆使しながら最善の手段を策定・提示する能力を備えなければならない。

(2) 法的知識およびその調査能力

すべての法曹の活動に共通して必要とされる公法・民事・刑事の各法分野の知識（その具体的な内容（「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を、専門家としての職務に耐える水準で備えていなければならない。

また、様々な地域における多様な分野での司法基盤の拡充に貢献するために、特定の専門的な法分野についても、基本的な知識を備えていなければならない。さらに、多様なツールを十分に活用して、問題解決のために必要な法情報（その具体的な内容は、「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を、正確かつ迅速に収集・分析する能力が必要とされる。

(3) 事実調査・事実認定能力

問題を発見して法的に解決するために必要な事実を調査する能力、および、法的な判断を行うために必要な事実を様々な証拠に基づいて正確に把握する能力が必要とされる。

なお、この能力の多くは司法修習およびその後の実務における研鑽を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、これらの前提となる知識や導入的なスキル（その具体的な内容は、「法科大学院において最低限学修すべき内容」において示される）を涵養することにより、司法修習や法曹となった後に事実調査・事実認定能力を研鑽する土台を築くものとする。

(4) 法的な分析・推論を行う能力

抽出・発見した問題を法的に分析して、すでに身につけた法的知識や法情報調査の結果などから適用すべき法規範を見出し、その要件・効果を正しく整理したうえで、それとの関係において具体的事実を整理しつつ、論理的な筋道を立てて具体的に妥当な法的結論に到達する能力が必要とされる。

になります。

4. 今後のために

こうした指針を示したことで、教員の授業がある日突然に良くなったり、学生のみなさんの実力が突如向上するというわけではな

(5) 制度や実務のあり方を創造的・批判的に検討する能力

現行制度やそこで行われている実務（判例や実務慣行）を前提とするのでは問題を解決できない場合に、それらを批判的に検討したうえで、新たな判例を生み出したり、判例の変更をもたらしたり、あるいは発展させるような創造的思考が必要とされる。

また、本学法科大学院が養成する法曹は、既存の法制度や社会制度に対して能動的に働きかけて地域の司法基盤の拡充に貢献する人材であるので、新たな判例を創造することのみならず、立法も視野に入れた提案を行う能力が求められる。その能力の多くは、地域における法曹としての活動を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、その基盤となる素養を涵養する。

(6) 議論・表現・説得能力

法的問題について、自分の見解やその根拠を論理的にわかりやすく第三者に伝える能力が必要である。このとき、口頭での伝達はもちろんのこと、必要に応じて様々なツールを効果的に用いることが求められる。そのうえで、他者の主張を正確に理解し、問題の発見・解決に向けた効果的な議論を行う能力が求められる。

また、本学法科大学院が養成する法曹には、地域において活動する様々な人々と協働しつつ「法的」視点を踏まえた問題の解決を実現することが求められる。そのため、法律家同士の狭い意味での法的議論のみならず、様々な人々との間で説得的かつ建設的な議論を広く展開する能力を持つことが重要となる。その能力の多くは、実務における研鑽を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、その基礎となる素養を涵養する。

(7) コミュニケーション能力

他者から法的問題を含む相談を受ける場面、他者との交渉を行う場面において、相手の話をよく理解し、その背景にある考え方や感情を十分に汲み取りながら、必要な事柄を的確に質問して答えを引き出し、必要に応じて相手の話の真偽を見極めるなどのコミュニケーション能力が必要である。とりわけ、本学法科大学院が養成する法曹には、法律家同士や法律家と依頼者の間のコミュニケーションにとどまらず、地域に暮らす様々な人々とのコミュニケーションを行う能力が必要とされる。その能力は、実務における研鑽を通じて高度に完成されるものであるが、本学法科大学院の教育課程において、その基礎となる素養を涵養する。

いでしょう。しかし、「ここで何を学ぶのか」をできるだけ明確にして、学生と教員がそのことについて共通認識を持つことは重要です。そのために、これらの指針を活用できればと考えています。ぜひご一読ください。

中島宏（教授／教育活動点検評価委員）